

建築基準法に基づく確認・検査手数料等の改正について

令和7年4月1日施行の建築基準法改正により、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度の縮小等が行われることから、以下のとおり、千葉県<sup>※1</sup>における建築基準法に基づく確認・検査手数料等<sup>※2</sup>を改正します。  
原則<sup>※3</sup>、令和7年4月1日以降に申請する確認・検査手数料等が改正後の金額となりますので、確認・検査申請等の際は、ご注意ください。

建築確認申請手数料	
現行 (改正前)	改正後
建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所	建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所
現行 (円)	改正後 (円)
30㎡以下	5,000
30㎡を超え100㎡以下	9,000
100㎡を超え200㎡以下	14,000
200㎡を超え500㎡以下	19,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	34,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	48,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	140,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	240,000
50,000㎡を超えるもの	460,000
	<b>改正</b>
30㎡以下	9,000
30㎡を超え100㎡以下	19,000
100㎡を超え200㎡以下	33,000
200㎡を超え300㎡以下	43,000
300㎡を超え 1,000㎡以下	71,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	100,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	280,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	410,000
50,000㎡を超えるもの	800,000

完了検査申請手数料 (中間検査の対象となっていないもの)	
現行 (改正前)	改正後
建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所	建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所
現行 (円)	改正後 (円)
30㎡以下	10,000
30㎡を超え100㎡以下	12,000
100㎡を超え200㎡以下	16,000
200㎡を超え500㎡以下	22,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	36,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	50,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	120,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	190,000
50,000㎡を超えるもの	380,000
	<b>改正</b>
30㎡以下	22,000
30㎡を超え100㎡以下	28,000
100㎡を超え200㎡以下	38,000
200㎡を超え300㎡以下	53,000
300㎡を超え 1,000㎡以下	86,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	110,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	170,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	270,000
50,000㎡を超えるもの	550,000

完了検査申請手数料 (中間検査を受けたもの)	
現行 (改正前)	改正後
建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所	建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所
現行 (円)	改正後 (円)
30㎡以下	9,000
30㎡を超え100㎡以下	11,000
100㎡を超え200㎡以下	15,000
200㎡を超え500㎡以下	21,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	35,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	47,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	110,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	180,000
50,000㎡を超えるもの	370,000
	<b>改正</b>
30㎡以下	19,000
30㎡を超え100㎡以下	25,000
100㎡を超え200㎡以下	35,000
200㎡を超え300㎡以下	50,000
300㎡を超え 1,000㎡以下	83,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	100,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	160,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	260,000
50,000㎡を超えるもの	540,000

中間検査申請手数料	
現行 (改正前)	改正後
建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所	建築物の床面積 アンダーラインが面積区分の 変更箇所
現行 (円)	改正後 (円)
30㎡以下	9,000
30㎡を超え100㎡以下	11,000
100㎡を超え200㎡以下	15,000
200㎡を超え500㎡以下	20,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	33,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	45,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	100,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	160,000
50,000㎡を超えるもの	330,000
	<b>改正</b>
30㎡以下	19,000
30㎡を超え100㎡以下	25,000
100㎡を超え200㎡以下	31,000
200㎡を超え300㎡以下	40,000
300㎡を超え 1,000㎡以下	57,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	77,000
2,000㎡を超え 10,000㎡以下	150,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以下	260,000
50,000㎡を超えるもの	540,000

建築設備・工作物の確認申請手数料	
現行 (改正前)	改正後
建築設備・工作物の種類	建築設備・工作物の種類
現行 (円)	改正後 (円)
建築設備 (エレベーター エスカレーター等)	9,000
小荷物専用昇降機	4,000
工作物	8,000
建築設備 (エレベーター、エ スカレーター等) ※計画変更	5,000
小荷物専用昇降機 ※計画変更	3,000
工作物 ※計画変更	4,000
	<b>改正</b>
建築設備 (エレベーター エスカレーター等)	22,000
小荷物専用昇降機	8,000
工作物	20,000
建築設備 (エレベーター、エ スカレーター等) ※計画変更	10,000
小荷物専用昇降機 ※計画変更	6,000
工作物 ※計画変更	8,000

建築設備・工作物の完了検査申請手数料	
現行 (改正前)	改正後
建築設備・工作物の種類	建築設備・工作物の種類
現行 (円)	改正後 (円)
建築設備 (エレベーター エスカレーター等)	13,000
小荷物専用昇降機	8,000
工作物	9,000
	<b>改正</b>
建築設備 (エレベーター エスカレーター等)	36,000
小荷物専用昇降機	20,000
工作物	22,000

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ適判手数料の新設について

令和7年4月1日施行の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (以下「建築物省エネ法」という。) の改正により、原則全ての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられることから、以下のとおり、千葉県<sup>※1</sup>における省エネ適合性判定手数料 (建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料) を新設します。  
令和7年4月1日以降に千葉県に提出する省エネ適合性判定については、以下の手数料を確認の上ご提出をお願いします。

建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 <sup>※2</sup>											
区分	評価方法	用途	延べ面積 (㎡)	手数料 (円)		区分	評価方法	用途	延べ面積 (㎡)	手数料 (円)	
				建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能適合性判定					建築物省エネ法	建築物エネルギー消費性能適合性判定
住宅	仕様基準 <sup>※3</sup>	戸建	200未満	17,000	モデル建物法	モデル建物法	工場等	300未満	19,000	300未満	19,000
			200以上	19,000				300以上 1,000未満	26,000	300以上 1,000未満	26,000
		共同住宅	300未満	32,000				1,000以上 2,000未満	37,000	1,000以上 2,000未満	37,000
			300以上 2,000未満	56,000				2,000以上 5,000未満	93,000	2,000以上 5,000未満	93,000
			2,000以上 5,000未満	101,000				5,000以上 10,000未満	140,000	5,000以上 10,000未満	140,000
			5,000以上	152,000				10,000以上 25,000未満	173,000	10,000以上 25,000未満	173,000
	仕様・計算併用法	戸建	200未満	25,000			25,000以上	215,000	25,000以上	215,000	
			200以上	28,000			300未満	85,000	300未満	85,000	
		共同住宅	300未満	50,000			300以上 1,000未満	108,000	300以上 1,000未満	108,000	
			300以上 2,000未満	84,000			1,000以上 2,000未満	142,000	1,000以上 2,000未満	142,000	
			2,000以上 5,000未満	145,000			2,000以上 5,000未満	230,000	2,000以上 5,000未満	230,000	
			5,000以上	212,000			5,000以上 10,000未満	300,000	5,000以上 10,000未満	300,000	
標準入力法	戸建て	200未満	34,000	標準入力法	標準入力法	工場等	300未満	23,000	300未満	23,000	
		200以上	37,000				300以上 1,000未満	30,000	300以上 1,000未満	30,000	
	共同住宅	300未満	67,000				1,000以上 2,000未満	42,000	1,000以上 2,000未満	42,000	
		300以上 2,000未満	112,000				2,000以上 5,000未満	99,000	2,000以上 5,000未満	99,000	
		2,000以上 5,000未満	191,000				5,000以上 10,000未満	147,000	5,000以上 10,000未満	147,000	
		5,000以上	273,000				10,000以上 25,000未満	181,000	10,000以上 25,000未満	181,000	
非住宅	標準入力法	200未満	34,000			25,000以上	224,000	25,000以上	224,000		
		200以上	37,000			300未満	221,000	300未満	221,000		
	共同住宅	300未満	67,000			300以上 1,000未満	277,000	300以上 1,000未満	277,000		
		300以上 2,000未満	112,000			1,000以上 2,000未満	358,000	1,000以上 2,000未満	358,000		
		2,000以上 5,000未満	191,000			2,000以上 5,000未満	511,000	2,000以上 5,000未満	511,000		
		5,000以上	273,000			5,000以上 10,000未満	629,000	5,000以上 10,000未満	629,000		
標準入力法	10,000以上 25,000未満	743,000	10,000以上 25,000未満	743,000	10,000以上 25,000未満	743,000					
	25,000以上	848,000	25,000以上	848,000	25,000以上	848,000					

※1：所管行政庁21市 (千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、浦安市、流山市、成田市、野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市、白井市) や登録建築物エネルギー消費性能判定機関へ提出する際の手数料は、各行政庁又は機関にご確認ください。  
※2：アンダーラインが新設した手数料で、その他の手数料は従来の金額から変更ありません。  
※3：省エネ基準を仕様基準により評価する場合は、建築確認申請の中で省エネ基準の審査が可能となり、省エネ適合性判定は不要となります。この場合、確認申請手数料に用途、面積区分に応じた手数料を加算し、確認申請することが必要です。  
(例：一戸建ての住宅延べ面積150㎡の場合の確認申請手数料 33,000円+17,000円=50,000円)

※1：特定行政庁14市 (千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、浦安市、流山市、成田市) 及び限定特定行政庁7市 (野田市、茂原市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市、白井市) や指定確認検査機関に申請する際の手数料は、各行政庁又は機関にご確認ください。  
※2：計画通知手数料は上記確認申請手数料と同区分により同額、工事完了・特定工程工事終了通知手数料は上記完了・中間検査申請手数料と同区分により同額となります。  
※3：令和7年3月31日までに確認済証の交付を受け工事着手した建築、大規模の修繕・模様替、建築設備の設置、工作物築造工事については、令和7年4月1日以降に申請する計画変更確認申請や完了・中間検査申請手数料は現行手数料となります。